

議案第 52 号

新一関市立千厩小学校屋内運動場建設（建築）工事の請負契約の締結について

新一関市立千厩小学校屋内運動場建設（建築）工事の請負契約を次のとおり締結するため、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年一関市条例第 43 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 8 月 17 日提出

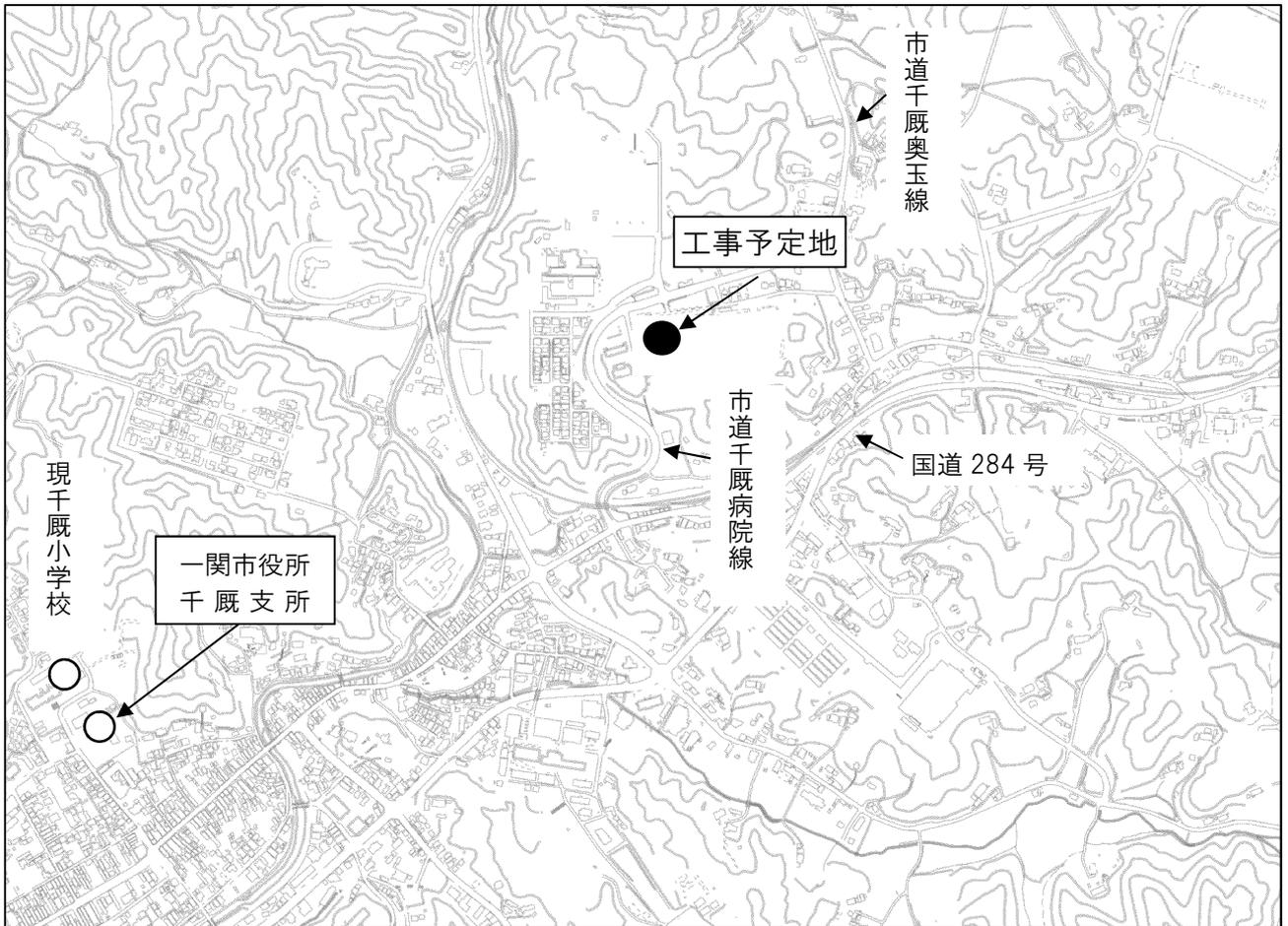
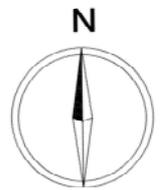
一関市長 勝 部 修

- 1 工 事 名 新一関市立千厩小学校屋内運動場建設（建築）工事
- 2 工 事 場 所 一関市千厩町千厩字上駒場地内
- 3 工 事 内 容 鉄骨造平屋建 床面積 1,250.10 m<sup>2</sup>
- 4 契 約 金 額 288,792,000 円
- 5 契約の相手方 一関市竹山町 6 番 4 号  
株式会社平野組  
代表取締役社長 須 田 光 宏
- 6 完 成 期 限 平成 30 年 3 月 15 日

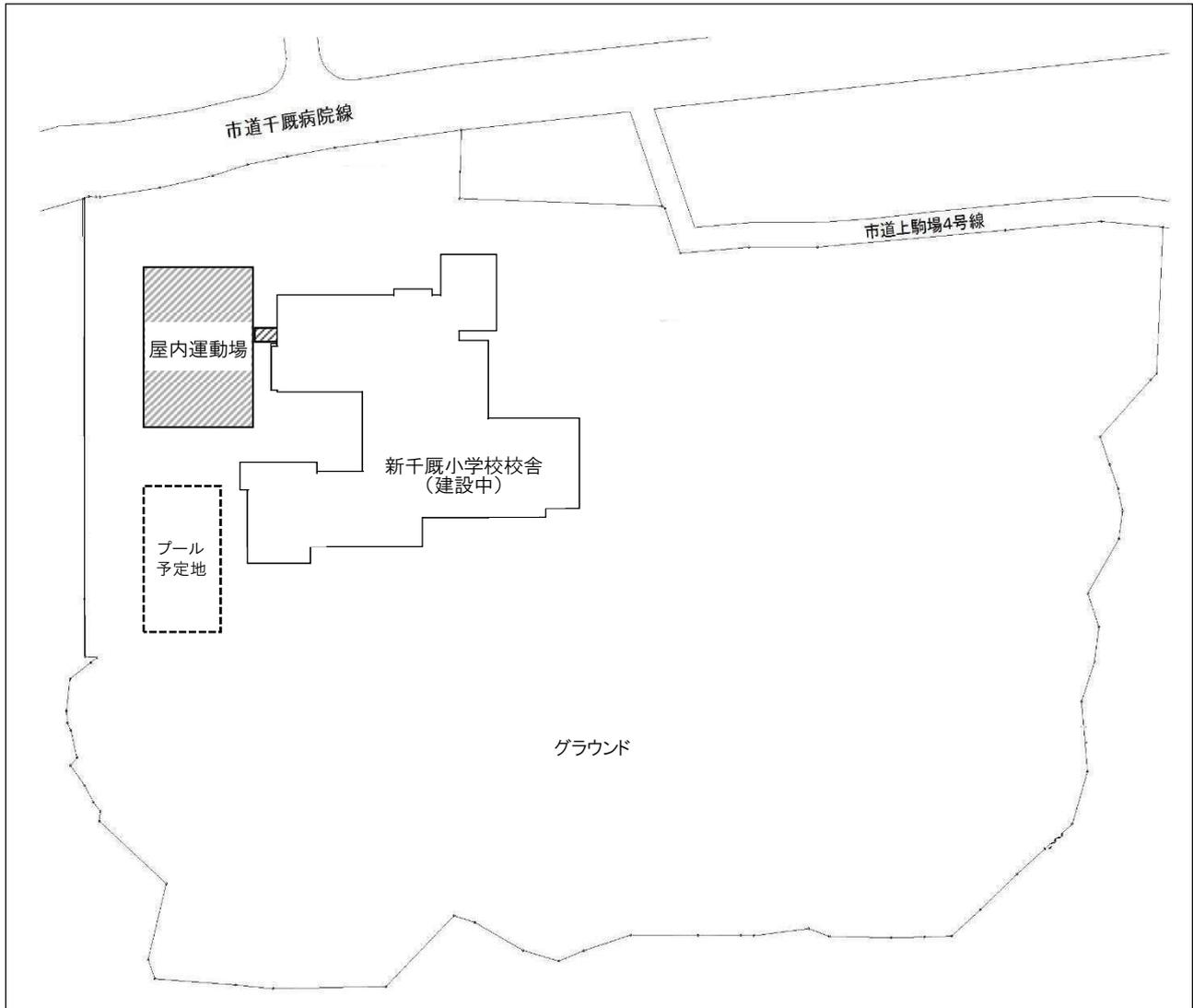
## 請負契約の目的

千厩地域内の千厩小学校、小梨小学校、清田小学校、奥玉小学校、磐清水小学校の5校を統合し、新たに千厩小学校を開校することに伴い、現在建設工事中の校舎に隣接して屋内運動場を建設するものである。

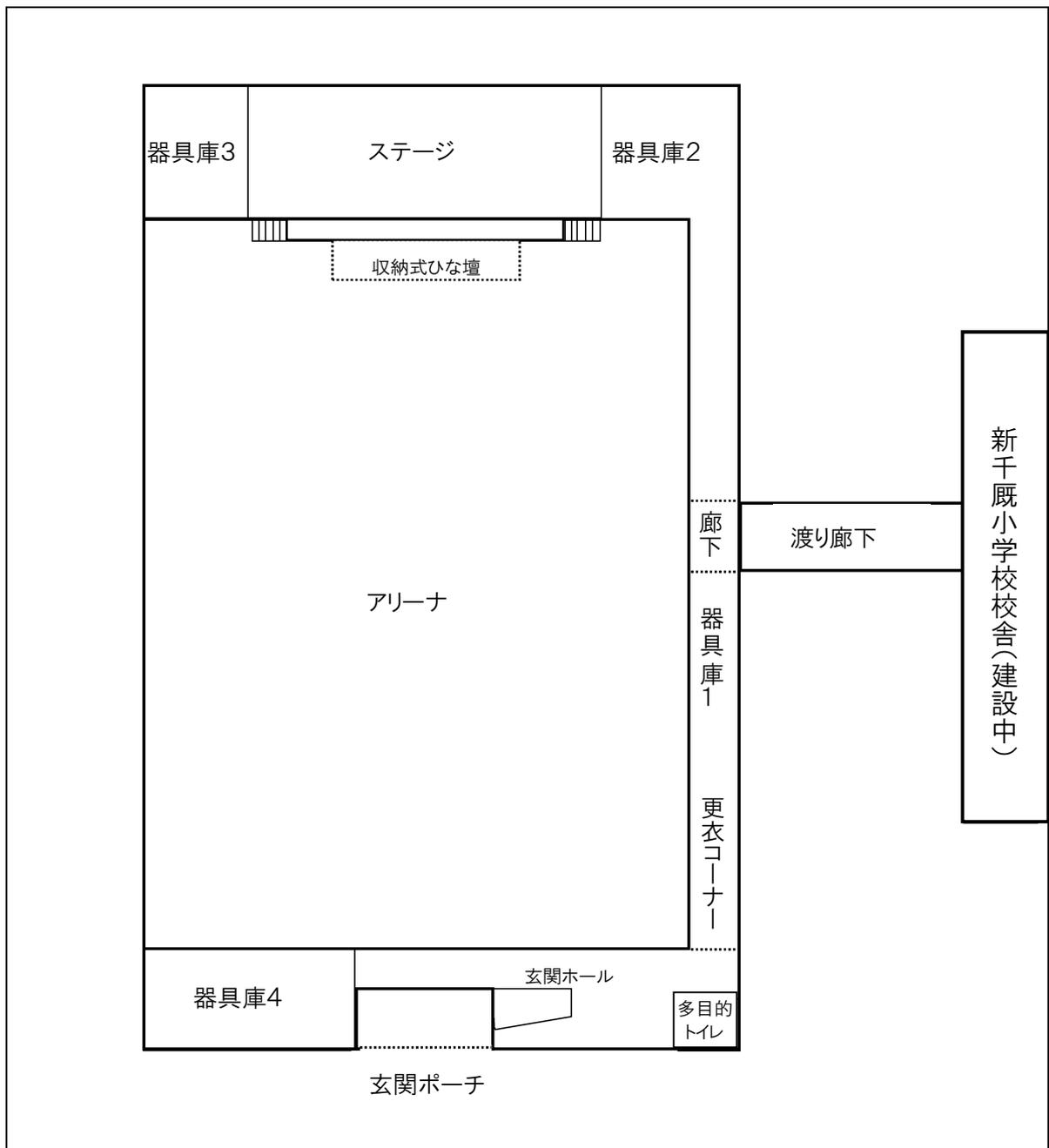
位 置 図



配 置 図



平 面 図



新一関市立千厩小学校校舎等整備事業全体計画

(千円)

項目	事業内容	H27	H28	H29	合計
1 測量・設計		39,423	111,313		150,736
測量調査等	地質調査業務一式 測量業務一式	7,587			7,587
工事实施設計		31,836	111,313		143,149
旧千厩高等学校校舎等解体工事	実施設計業務一式	8,532			8,532
千厩地域統合小学校校舎等建設工事	校舎、放課後児童クラブ実施設計業務一式	23,304	78,216		101,520
屋内運動場、プール建設工事	実施設計業務一式		27,000		27,000
グラウンド、外構整備工事	実施設計業務一式		6,097		6,097
2 公有財産購入	学校用地 51,499㎡	34,705			34,705
3 建設工事		102,000	380,916	2,100,304	2,583,220
解体工事	旧千厩高等学校校舎等解体工事一式	102,000	170,946		272,946
校舎等建設工事			209,970	2,100,304	2,310,274
千厩地域統合小学校校舎等建設工事	校舎、放課後児童クラブ		209,970	1,535,640	1,745,610
屋内運動場建設工事	屋内運動場1棟			334,800	334,800
プール建設、グラウンド、外構整備工事	プール(附属棟込)1棟 グラウンド整備一式 外構整備一式			229,864	229,864
4 工事監理				51,193	51,193
千厩地域統合小学校校舎等建設工事	工事監理業務一式			35,009	35,009
屋内運動場、プール建設工事	工事監理業務一式			16,184	16,184
計		176,128	492,229	2,151,497	2,819,854

※ H27及びH28の欄は、決算額

※ H29の欄のうち

- ① 「3 建設工事」の「校舎等建設工事(千厩地域統合小学校校舎等建設工事)」及び「4 工事監理費」の「千厩地域統合小学校校舎等建設工事」は、予算額(H29の継続費)及びH28からの継続費の逓次繰越額
- ② ①以外は、予算額

議案第52号 参考資料No.6

入 札 調 書

○契約の締結方法 制限付一般競争入札	入 札 年 月 日	平成29年7月28日		
	立 会 人	下記入札業者		
○参加資格 建築一式工事A級I種 鉄骨造の実績を求める	工 期	210日間		
	予 定 価 格 ( 税 込 額 )	(	267,400,000 円 288,792,000 円)	)
○件名 新一関市立千厩小学校屋内運動場建設(建築)工事	最低制限価格 ( 税 込 額 )	(	240,660,000 円 259,912,800 円)	)
	○工事(履行)場所 一関市千厩町千厩字上駒場地内	落 札 金 額 (税込額=契約金額)	(	不 調 円 円)
商 号 又 は 名 称	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
株式会社平野組	275,000,000	271,000,000	268,000,000	
大森工業株式会社	277,500,000	273,300,000	辞退	
後藤工建株式会社	281,000,000	辞退		
株式会社千葉建設	282,000,000	辞退		
株式会社橋本工務店	辞退			

議案第52号 参考資料No. 7

見 積 調 書

○契約の締結方法 不落随契	見 積 年 月 日	平成29年7月31日
○随意契約理由 本件については、平成29年7月28日に制限付一般競争入札を行ったところ不調となったものであり、入札価格と予定価格との差が小差（0.22%）であることから一関市制限付一般競争入札執行事務処理規程第13条第2項の規定を適用し、最低入札者である下記業者より見積書を徴し、予定価格の範囲内で随意契約するものです。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第8号適用）	立 会 人	下記見積業者
○件名 新一関市立千厩小学校屋内運動場建設(建築)工事	工 期	210日間
○工事(履行)場所 一関市千厩町千厩字上駒場地内	予 定 価 格 ( 税 込 額 )	267,400,000 円 ( 288,792,000 円)
	見 積 金 額 (税込額=契約金額)	267,400,000 円 ( 288,792,000 円)
名 称 又 は 商 号	見 積 金 額	備 考
株式会社平野組	267,400,000	決定=契約の相手方

○一関市制限付一般競争入札執行事務処理規程（抄）

（再度入札においても落札予定者がいないとき）

第13条 2回の再度入札を執行した後においても、落札予定者がいないときは、入札を打ち切るものとし、その旨を宣言して、入札を終了するものとする。

2 再度入札の最低入札金額が予定価格と比較し、小差のときは、随意契約により最低入札者と契約することができる。この場合において、見積額が予定価格の範囲内であるときは、速やかに契約を締結するものとする。

3 前項の随意契約が成立しない場合は、設計の見直しをし、新たな建設工事として取り扱うものとする。

## 議案第53号

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のとおり制定する。

平成29年 8 月17日提出

一 関市長 勝 部 修

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第31条の規定に基づく固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の適用)

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、法第2条第1項に規定する過疎地域である市の区域（法第33条第1項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった区域を除く。）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業（法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）を行う者が、法第2条第2項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から平成31年3月31日までの間に、当該事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した場合は、特別償却設備を設置した者について、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除の期間は、課税されるべきこととなる最

初の年度以後3年度に限る。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定による課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(課税免除の取消し等)

第5条 市長は、課税免除を受けた者又は引き続き受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除を取り消し、又は課税免除をしないことができる。

- (1) 当該事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は休止の状況にあると認められるとき。
- (2) 第2条に規定する課税免除の要件を欠いたと認められるとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(他の条例との関係)

第6条 課税免除の適用を受けた固定資産については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に一関市企業誘致奨励条例（平成18年一関市条例第29号）第2条第1項の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされたものとみなす。

(一関市企業誘致奨励条例の一部改正)

- 3 一関市企業誘致奨励条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(固定資産税の課税免除) 第2条 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域である市の区域（過疎法第33条第1項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当す</u>	(固定資産税の課税免除) 第2条

ることとなった区域を除く。）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業（それぞれ租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第4項第2号又は第28条の9第4項第2号に規定する旅館業を除く。）を行う者が、過疎法第2条第2項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から平成29年3月31日までの間に、当該事業の用に供する設備で租特法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した場合は、当該特別償却設備を設置した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

2 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

議案第54号

一 関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 8 月17日提出

一関市長 勝 部 修

一関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

一関市放課後児童クラブ条例（平成18年一関市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>大東児童クラブ</td> <td>一関市大東町摺沢字上塚ノ沢21番地 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 次に掲げるクラブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		大東児童クラブ	一関市大東町摺沢字上塚ノ沢21番地 1	[略]		名称	[略]	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>大東児童クラブ</td> <td>一関市大東町摺沢字上塚ノ沢21番地 1</td> </tr> <tr> <td><u>千厩児童クラブ</u></td> <td><u>一関市千厩町千厩字上駒場10番地 2</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 次に掲げるクラブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		大東児童クラブ	一関市大東町摺沢字上塚ノ沢21番地 1	<u>千厩児童クラブ</u>	<u>一関市千厩町千厩字上駒場10番地 2</u>	[略]		名称	[略]
名称	位置																						
[略]																							
大東児童クラブ	一関市大東町摺沢字上塚ノ沢21番地 1																						
[略]																							
名称																							
[略]																							
名称	位置																						
[略]																							
大東児童クラブ	一関市大東町摺沢字上塚ノ沢21番地 1																						
<u>千厩児童クラブ</u>	<u>一関市千厩町千厩字上駒場10番地 2</u>																						
[略]																							
名称																							
[略]																							

大東児童クラブ
[略]

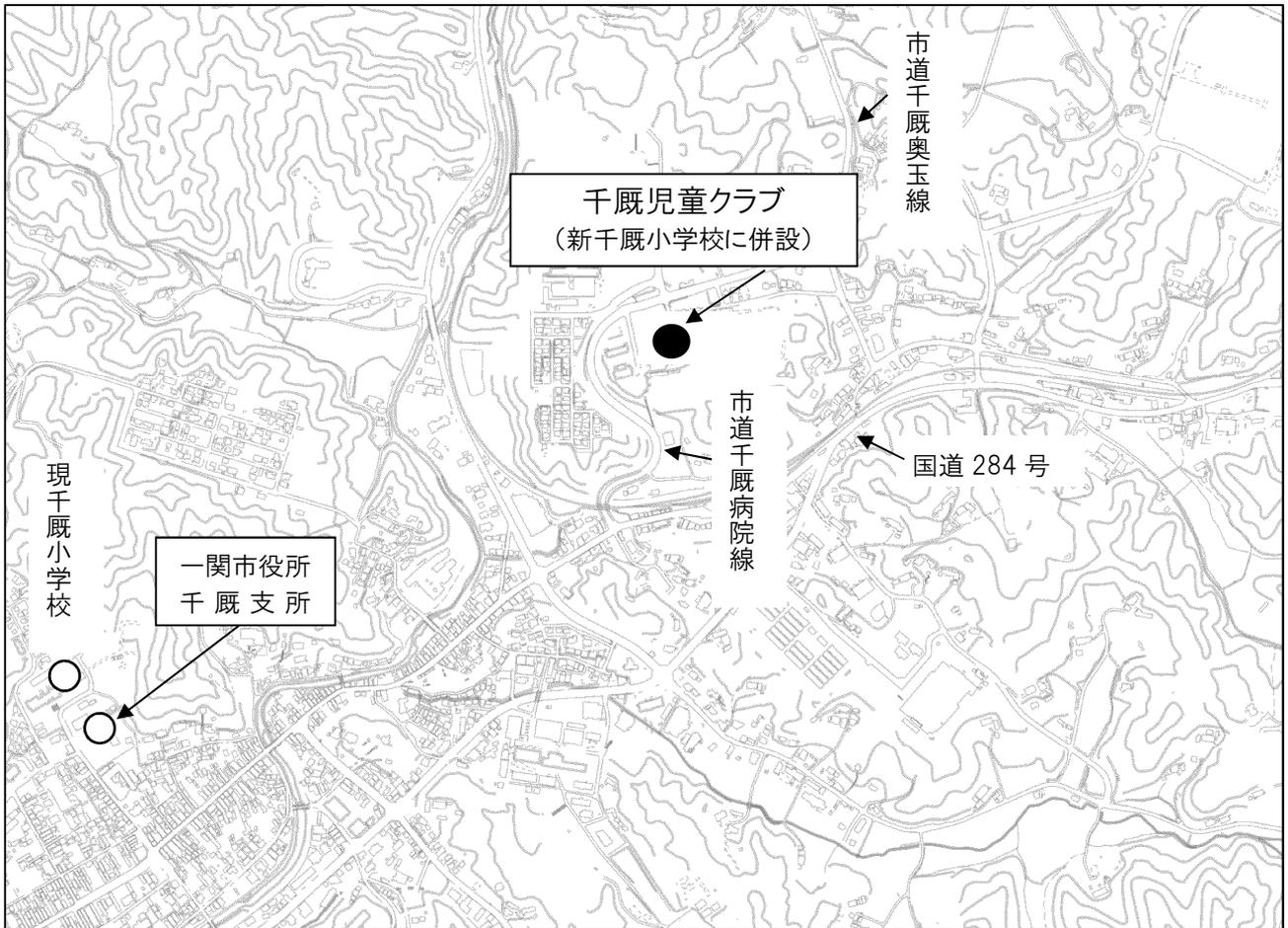
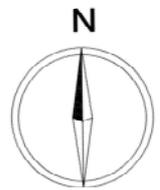
大東児童クラブ
<u>千厩児童クラブ</u>
[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

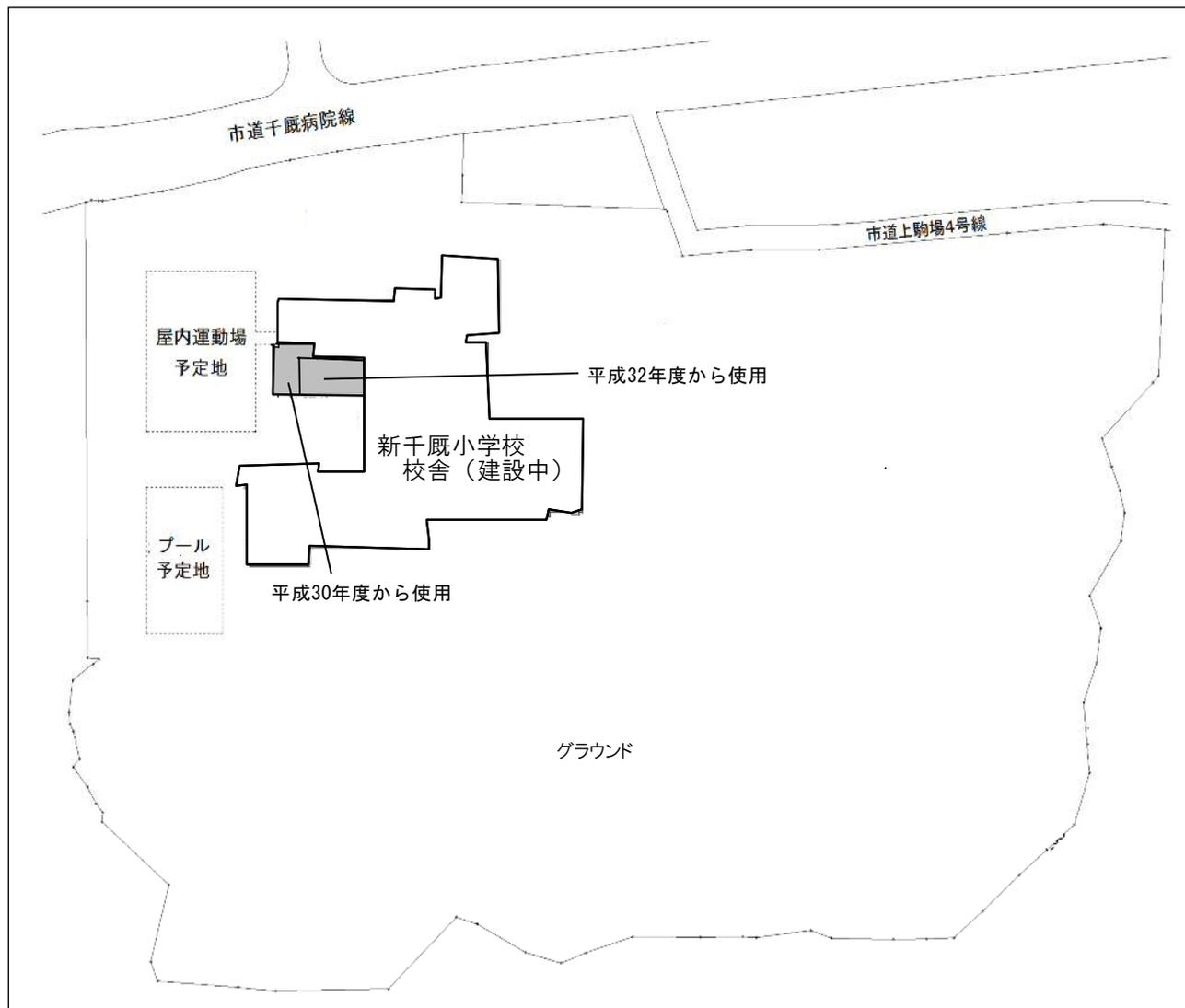
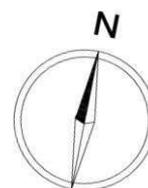
附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

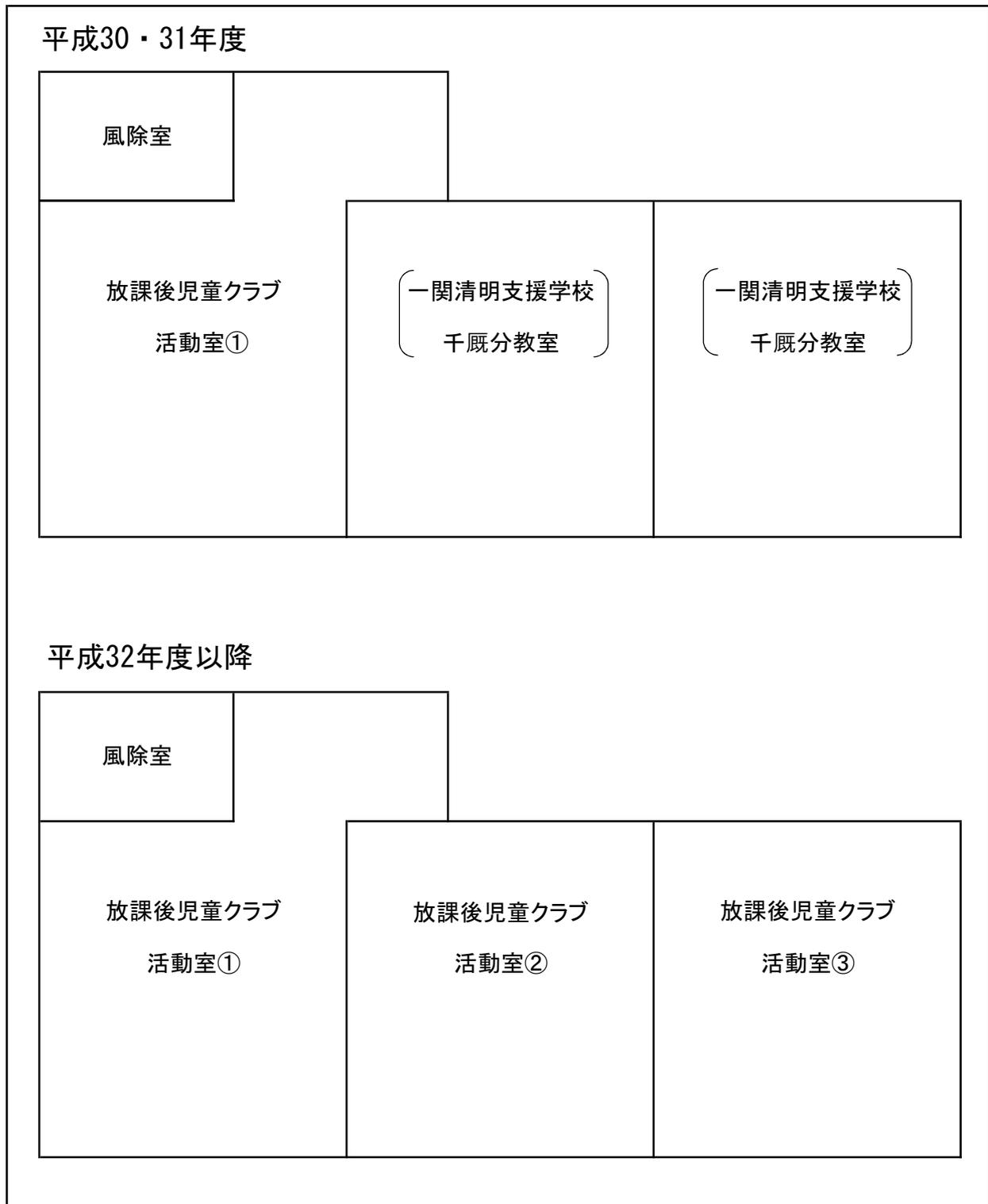
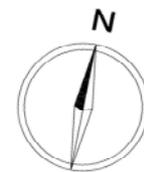
位 置 図



配 置 図



平 面 図



議案第55号

一関市貸し工場条例の一部を改正する条例の制定について

一関市貸し工場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年8月17日提出

一関市長 勝 部 修

一関市貸し工場条例の一部を改正する条例

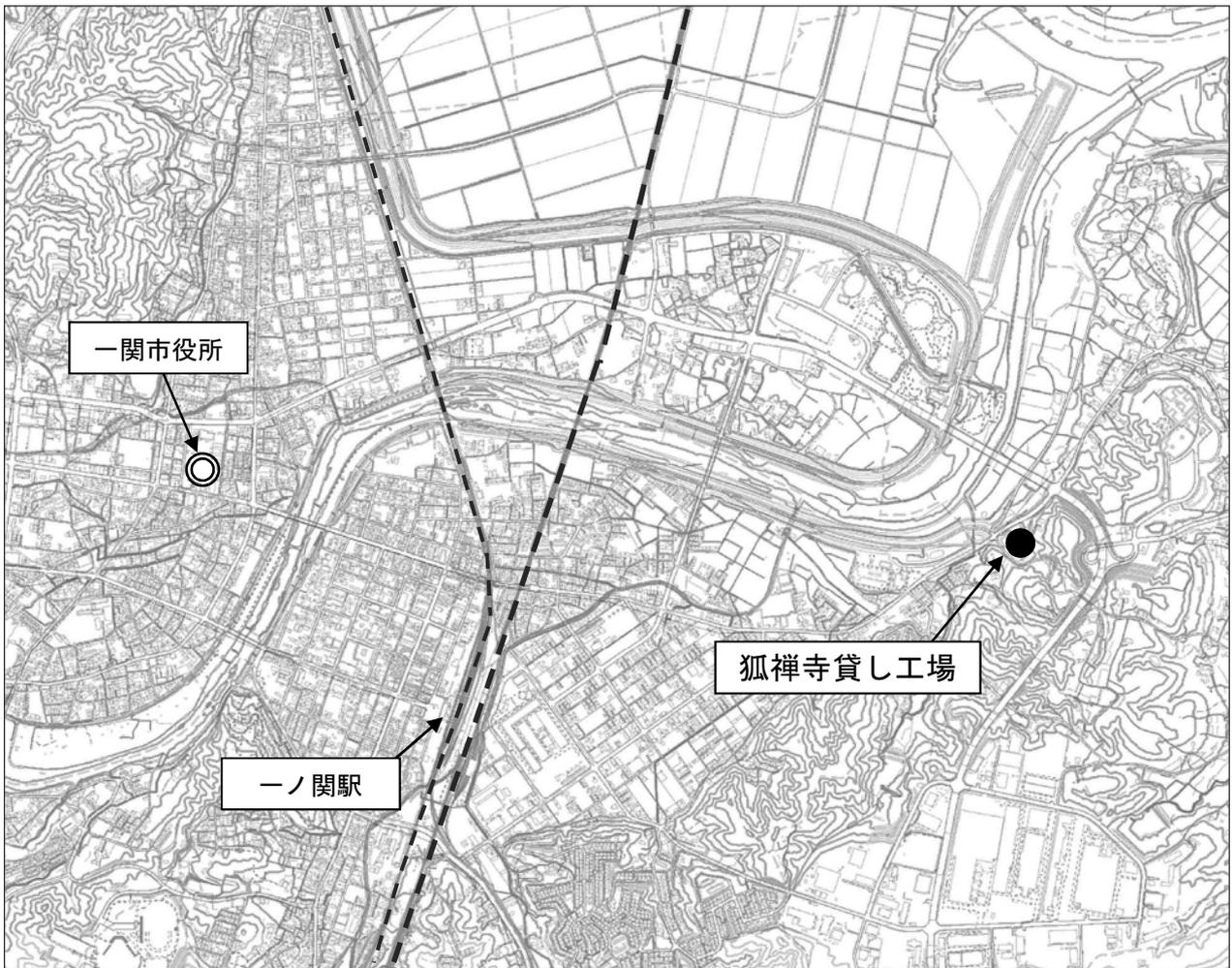
一関市貸し工場条例（平成17年一関市条例第156号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																									
(使用料) 第7条 利用者は、次に定める使用料を納付しなければならない。		(使用料) 第7条 利用者は、次に定める使用料を納付しなければならない。																									
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>使用料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">一関市真柴貸し工場</td><td>月額 82,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">一関市狐禅寺貸し工場</td><td>A棟</td><td>月額 194,000円</td></tr><tr><td>B棟</td><td>月額 194,000円</td></tr></tbody></table>		区分		使用料の額	一関市真柴貸し工場		月額 82,000円	一関市狐禅寺貸し工場	A棟	月額 194,000円	B棟	月額 194,000円	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>使用料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">一関市真柴貸し工場</td><td>月額 82,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">一関市狐禅寺貸し工場</td><td>A棟</td><td>月額 194,000円</td></tr><tr><td>B棟</td><td>月額 194,000円</td></tr><tr><td>C棟</td><td>月額 173,000円</td></tr></tbody></table>		区分		使用料の額	一関市真柴貸し工場		月額 82,000円	一関市狐禅寺貸し工場	A棟	月額 194,000円	B棟	月額 194,000円	C棟	月額 173,000円
区分		使用料の額																									
一関市真柴貸し工場		月額 82,000円																									
一関市狐禅寺貸し工場	A棟	月額 194,000円																									
	B棟	月額 194,000円																									
区分		使用料の額																									
一関市真柴貸し工場		月額 82,000円																									
一関市狐禅寺貸し工場	A棟	月額 194,000円																									
	B棟	月額 194,000円																									
	C棟	月額 173,000円																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																											

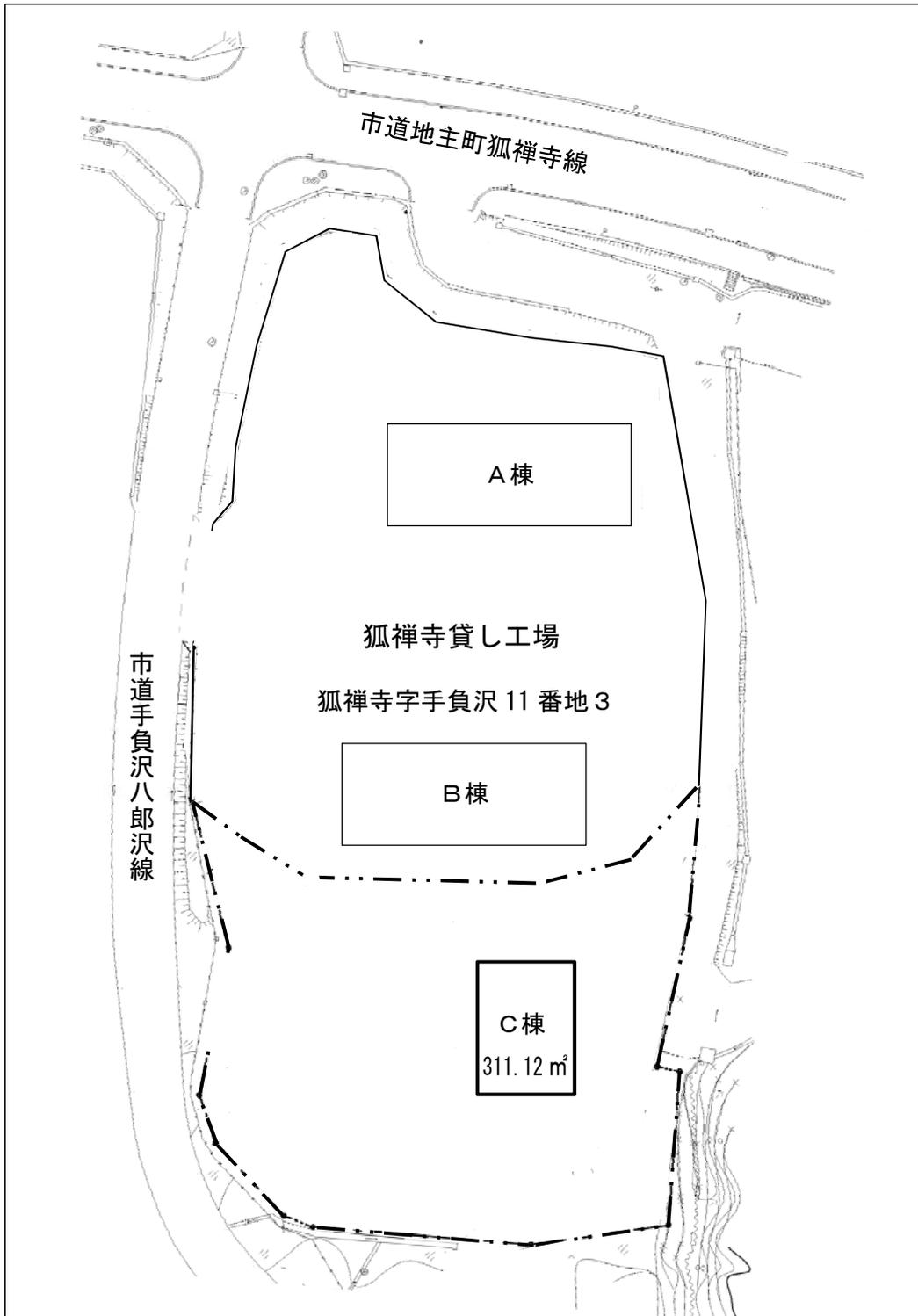
附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

位 置 図



配 置 図



議案第56号

一関市室根農林水産物産地直売・交流促進施設条例の制定について

一関市室根農林水産物産地直売・交流促進施設条例を次のとおり制定する。

平成29年 8 月17日提出

一関市長 勝 部 修

(設置)

第1条 農産物の販売拡大及び地域情報発信の拠点施設として、農林業の振興と地域連携を促進し、地域の活性化に資するため、農林水産物産地直売・交流促進施設（以下「交流促進施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流促進施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
室根農林水産物産地直売・交流促進施設	一関市室根町折壁字向山131番地4

(指定管理者による管理)

第3条 交流促進施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 交流促進施設における地域情報の発信に関する業務
- (2) 交流促進施設における地場産品の普及に関する業務
- (3) 交流促進施設の利用の許可及び取消しに関する業務
- (4) 交流促進施設の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流促進施設の運営に関し市長が必要と認める業務

(開館時間等)

第5条 交流促進施設の開館時間は、4月から11月までは午前9時から午後7時までとし、12月から翌年3月までは午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が開館

時間を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

- 2 指定管理者が管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第6条 別表に掲げる食材提供施設を専用して利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 指定管理者は、交流促進施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)に条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の利用を許可しないものとする。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
  - (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、交流促進施設の運営上支障があるとき、又は管理上適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又はその利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 施設又は設備を損傷したとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 交流促進施設の管理上必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第8条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、

又は免除することができる。

4 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(行為の禁止)

第9条 交流促進施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反すること。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると指定管理者が認める行為をすること。

(損害賠償等)

第10条 故意又は過失により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

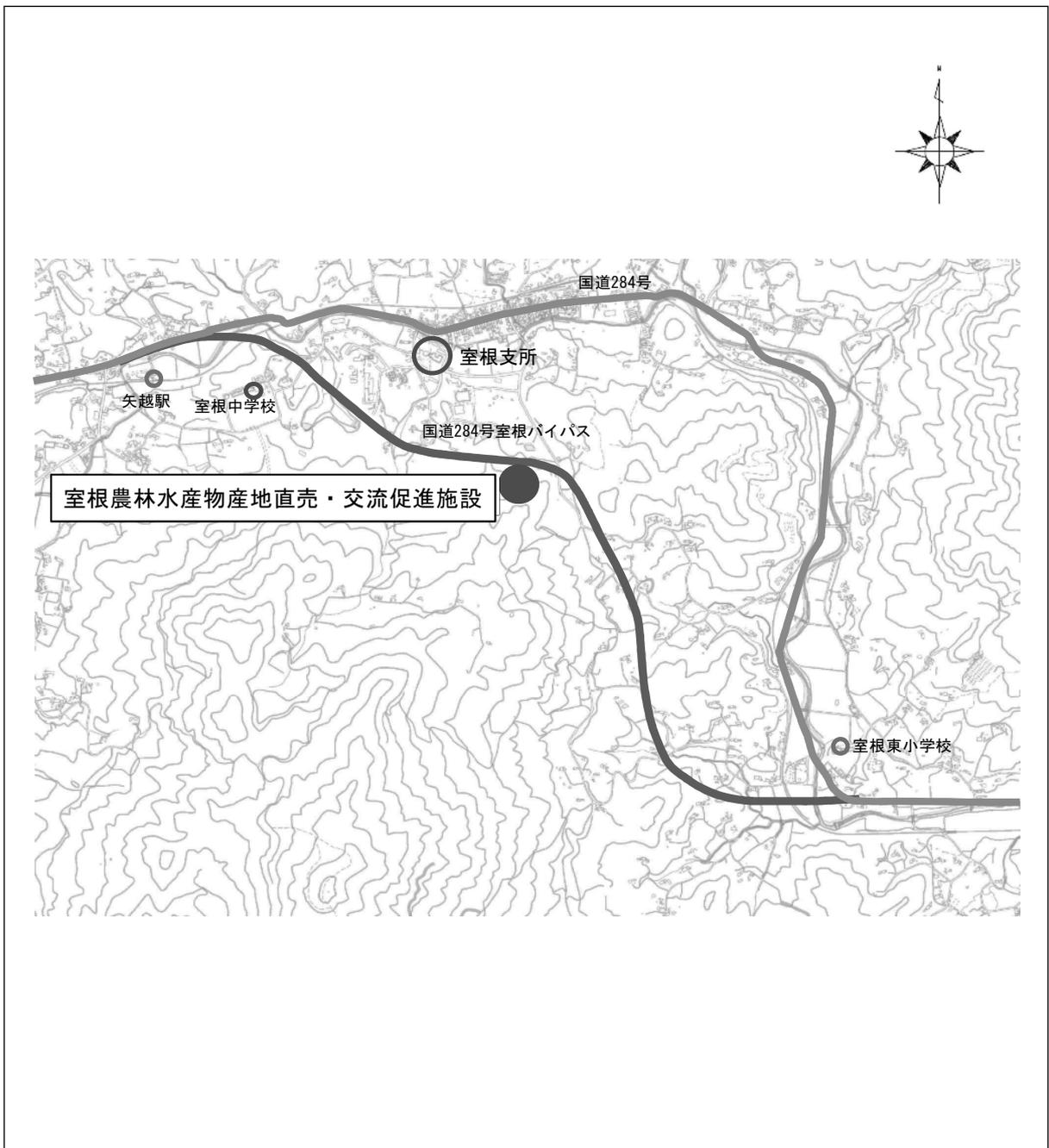
附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

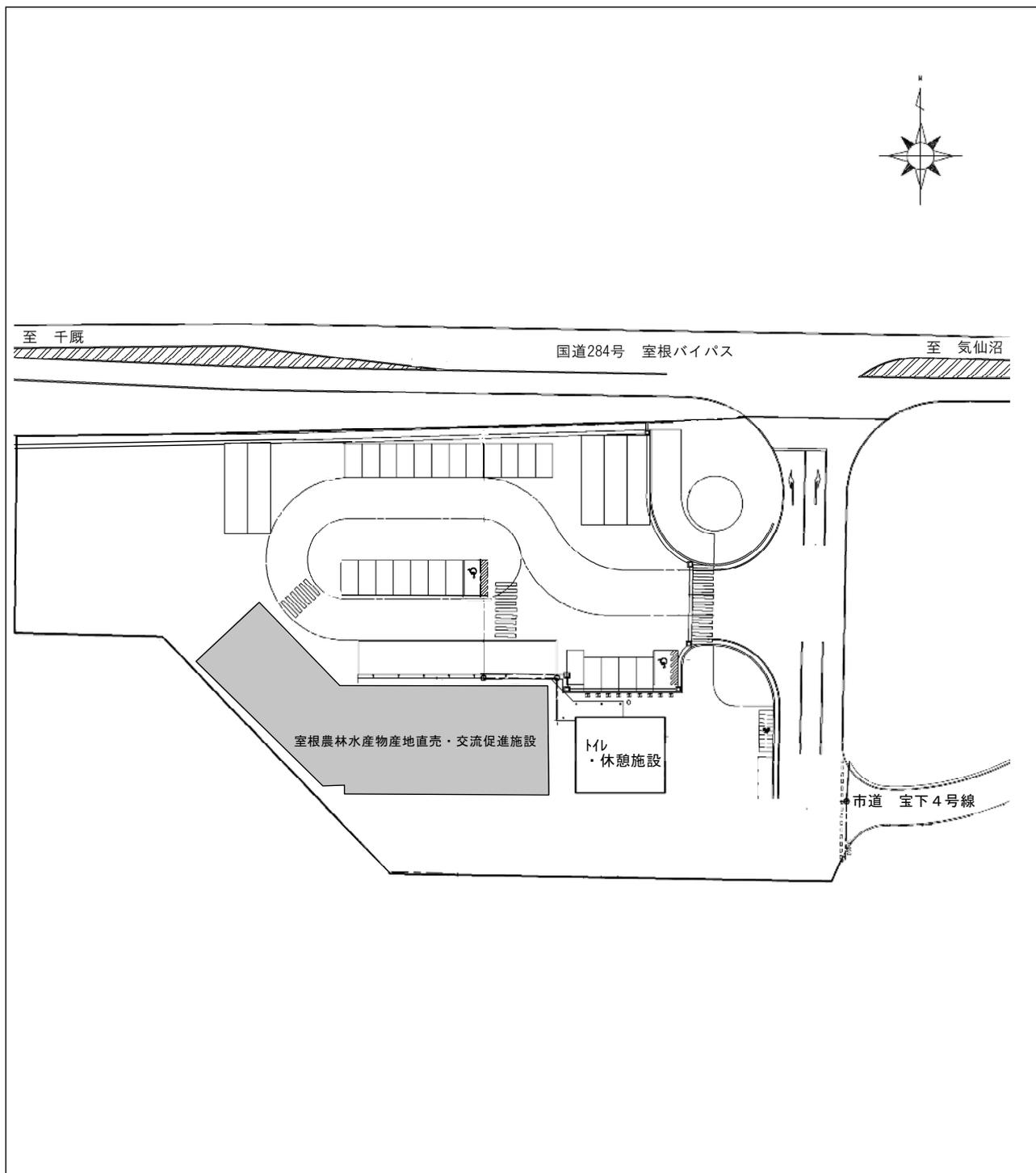
別表（第6条、第8条関係）

利用区分	施設区分	利用料金の限度額
営利を目的としない場合	食材提供施設	1時間につき600円
販売等の営利を目的とする場合	食材提供施設	売上金額の10%に相当する金額
備考		
1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。		
2 附属設備及び備品等を利用する者は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額を合わせて納付しなければならない。		
3 利用料金を算出して得た額に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		

位 置 図



配 置 図



平 面 図

